

## 史跡耳取遺跡整備基本計画(案)に寄せられた意見と市の考え方

令和2年11月24日から令和2年12月23日までの間、「史跡耳取遺跡整備基本計画(案)」のパブリックコメントを行い、1人から2件のご意見が寄せられましたので、その内容とそれに対する市の考え方をお知らせします。

| No. | 意見の内容  | 市の考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | <p>第15節 事業計画 (P117～P118)</p> <p>① 「事業計画」とうたっているものの、P118記載の表の各項目についての概算事業費の記載が無く、かつ全体事業費の記載も無い。現時点での見通しとして記載すべきではないか。仮に事業費の増減があるならば、その都度理由を記して計画を改定するという方法もあるのではないか。</p>    | <p>通常、「基本計画」においては、事業の基本的な方針とその内容、具体的な課題や条件を整理し、その対応策や発想を示したうえで事業概念・ボリューム・諸手続き・フロー等を確定して実施設計の指針とするものとされています。</p> <p>本整備基本計画は、平成29年度に策定した「史跡耳取遺跡保存活用計画」に基づき、各分野の専門家や地域住民からなる策定委員会において課題の抽出および対策の検討、取りまとめをお願いして策定したものです。</p> |
| 2   | <p>第15節 事業計画 (P117～P118)</p> <p>② P118記載の表の各項目について、財源(資金計画)の記載が無い。国庫補助金、地方交付税措置のある地方債及び純一般財源の内訳について、現時点での見通しを記載すべきではないか。仮に財源に変更があるならば、その都度理由を記して計画を改定するという方法もあるのではないか。</p> | <p>ご指摘の概算事業費や財源の記載が無い点につきましては、整備期間が10年超の長期間となることや時々の資材費の変動、国補助事業等の改変があることから、他市の先行事例におきましても整備基本計画の段階では事業費・財源は示されていないのが通例となっています。</p> <p>今後、本整備基本計画に基づき基本設計・実施設計等、事業化を進める段階で事業費および財源を検討していく予定です。</p>                        |